

# 駐在所等報償金の贈与に関する訓令

昭和38年7月1日

本部訓令甲第15号

[沿革] 昭和39年7月14日本部訓令甲第17号、42年7月第11号、45年12月第12号、47年10月第8号、48年10月第30号、50年7月第13号、52年10月第12号、53年6月第5号、55年9月第11号、57年1月第1号、61年10月第10号、62年4月第4号、平成元年3月第7号、2年3月第1号、4年3月第4号、5年3月第2号、7年2月第1号、13年3月第7号、24年3月本部訓令第4号改正

## (趣旨)

第1条 この訓令は、警察協力報償金(以下「協力報償金」という。)及び公衆接遇金(以下「接遇金」という。)の贈与について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐在所等 駐在所又は警察本部長が認定した交番若しくは連絡所をいう。
- (2) 協力家族 駐在所等に居住し、当該駐在所等に勤務する警察官と同居してその職務に協力援助している配偶者(内縁関係にあるものを含む。以下同じ。)又は同居の親族のうち年齢満18歳以上の者をいう。
- (3) 単身者 駐在所等に居住し、当該駐在所等に勤務する警察官で協力家族がないものをいう。
- (4) 協力報償金 協力家族の警察活動への協力に対する労に報いるための報償金をいう。
- (5) 接遇金 単身者の駐在所等の職務に関して行う公衆接遇に対する負担に報いるための報償金をいう。

## (協力家族及び単身者の認定)

第2条 協力家族及び単身者の認定は、所属警察署長(以下「署長」という。)が行うものとする。

2 前項の認定は、一の駐在所等につき1人までとする。

3 署長は、第1項の規定により協力家族又は単身者を認定したときは、協力家族等認定簿(様式第1号)に所要の事項を記入し、整理しておかなければならない。

## (認定手続)

第3条 協力家族の認定を受けようとする者は、協力家族認定申請書(様式第2号)を、単身者の認定を受けようとする者は、単身者認定申請書(様式第3号)を、署長に提出して認定を受けなければならない。

(報償金)

第4条 協力報償金は、第2条により認定した協力家族に対し贈与する。また、接遇金は、同条により認定した単身者に対し贈与する。

2 協力報償金は月額79,000円とし、接遇金は公衆の接遇に要した実費額(1か月当たりの当該実費額が8,000円を超えるときは、8,000円)とする。

3 協力報償金にあつては協力家族が協力援助した日数が、接遇金にあつては単身者が勤務した日数がそれぞれ1か月のうち16日(2月にあつては15日)に満たない場合は贈与しない。

4 異動等によって新たに協力家族又は単身者になった場合、若しくはその資格を失った場合の日数の計算は、入退居日を基準日とする。

(贈与の方法)

第5条 協力報償金又は接遇金は、第4条第3項による期間経過後贈与するものとする。

2 贈与は、資金前渡又は口座振替の方法により行うものとする。

(贈与の停止)

第6条 駐在所等に勤務する警察官は、協力家族が長期療養、別居、その他の理由により協力援助ができなくなったときは、その旨署長に報告しなければならない。単身者が当該駐在所等に勤務できなくなったときも同様とする。

2 署長は、前項の報告を受けたときは、報償金停止簿(様式第4号)に所要の事項を記入し、贈与を停止しなければならない。

(贈与停止後の処置)

第7条 署長は前条により贈与を停止した場合に、他に協力援助する配偶者又は同居の親族があるときは、第3条の規定に準じ認定して贈与することができる。

附 則

(略)

様式(略)